

豊かな学びの実現・教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための令和5年度政府予算に係る意見書

学級編制標準の35人への引き下げは、令和7年度の小学6年生まで段階的に実施されているが、少人数学級の必要性は、中学校・高校においても変わらないことから、まずは、中学校・高等学校においても早急に35人への引き下げを行い、また、今後、安定的に教員を配置するためにも早期に採用計画を確定する必要がある。

一方、今年度から導入された小学校高学年における教科担任制は、豊かな学びの実現や働き方改革を目的に導入された経緯があるにも関わらず、多くの学校で配置がされておらず、全国で小学校約19,000校に対して950人分の予算措置にとどまっており、全校に配置できるだけの予算の拡充が必要である。

また、格差社会、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、学校においては教育格差、子どもの貧困が課題となっている。この課題に対し、就学援助制度等で教育の機会均等をはかっていることから、就学援助費を遅滞なく支給することは重要であり、その業務は事務職員が担っている。しかしながら、事務職員の要保護・準要保護加配について、平成27年度から配置要件が厳格化され年度当初からの配置数は減少している。さらに、年度途中に要件に達しても配置されていない実態があることから、要件を緩和し年度当初からの配置が必要である。

豊かな学びの実現に向け、子どもが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元することを望む。また、国の施策として教職員定数改善に向けた財源を保障し、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 小学校の35人学級を計画的に進め、中学校・高等学校での引き下げを早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減等による働き方改革推進のために、教科担任制の配置増によるなど教職員定数改善を推進すること。

- 3 要保護・準要保護加配の基準を緩和し、年度当初から事務職員を配置すること。また、年度途中で要件を満たした場合も、確実に配置すること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月22日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	